

く報道発表資料>

県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担 藤倉、梅澤 直通 048-830-5171

内線 5171

E-mail: a5190-10@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和6年3月26日

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号 有限会社エーエムピーシステム

主たる営業所の所在地 埼玉県さいたま市北区別所町25番地5

許可番号 埼玉県知事許可(般-5)第63065号

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

•期 間

令和6年4月10日から同年4月24日までの15日間

・停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業の全て

3 処分年月日

令和6年3月26日

4 処分の原因となった事実

有限会社エーエムピーシステムは、請け負った複数の電気通信工事に関し、事業年度終了報告書で添付した工事経歴書には、すでに退職した技術者を引き続き主任技術者として提出したが、資格要件を満たす主任技術者を配置していなかった。

このことは、建設業法第 26 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 1 項 第 2 号に該当する。 (参考:関係法令抜粋)

建設業法

(指示及び営業の停止)

- 第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号 のいずれかに該当する場合(中略)においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。(後略)
 - 一 (略)
 - 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三~九 (略)

- 2 (略)
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4~7 略